

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第2次 三春町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

修正版

平成28年度～平成32年度

平成28年7月

三 春 町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景（地球温暖化に関する世界の動き）	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	これまでの取組みの経緯	3
5	温室効果ガス排出量の推移	3
6	計画の期間	5
7	計画の対象とする事務事業の範囲	5
8	計画の対象とする温室効果ガス	5
9	計画で用いるガイドライン	6
10	基準年度の二酸化炭素排出量	6

第 2 章 温室効果ガス排出量の目標

1	方針	7
2	削減目標	8

第 3 章 取組内容

1	職員共通の取組み	9
2	庁舎・施設管理等での取組み	10

第 4 章 計画の推進と点検・評価

1	推進体制	12
2	計画の取組状況の点検と評価、公表	13

参考資料

資料 1	各課所管施設一覧（平成 28 年 1 月現在）	14
資料 2	地球温暖化対策実行計画対象施設（平成 28 年 1 月現在）	20
資料 3	契約内容別の電気使用量一覧（平成 26 年度実績）	24
資料 4	公用車一覧（平成 28 年 1 月現在）	30
資料 5	課別の燃料使用量（平成 26 年度実績）	33

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景（地球温暖化に関する世界の動き）

地球温暖化に関する世界の動きとしては、1992 年（平成 4 年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで「気候変動枠組条約」が採択され、これが地球温暖化に関する国際的な取組みの大きな契機となりました。

その後、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が 1995 年（平成 7 年）以降毎年開催され、1997 年（平成 9 年）に京都で開催された COP3 を経て、京都議定書が締結されました。これは、先進国に対して温室効果ガス（CO₂）削減量を割り当て、その達成を義務付けた法的拘束力を持つ画期的な取り決めでした。しかし、CO₂ 最大排出国であった米国が取決めから離脱したことにより、同議定書の効果は当初の想定よりかなり限定的なものとなりました。その一方、CO₂ 排出削減義務のなかった途上国（中国やインド）の排出量が上位を占めるようになり、先進国・途上国を問わず、すべての国が参加する枠組みが必要となりました。

そこで、2010 年にメキシコのカンクンで開催された COP16 では「カンクン合意」が採択され、京都議定書に参加していない先進国や途上国が 2020 年（平成 32 年）までの CO₂ 削減目標・行動を自主的に設定し、国連に登録する形式をとる枠組みが定められました。これにより、2020 年までの地球温暖化対策は、京都議定書とカンクン合意による二本立ての枠組みで進められることになりました。

その後、地球温暖化対策の枠組みを一本化すべきという議論が本格化し、2015 年（平成 27 年）11 月末からフランス・パリにおいて開催された COP21 において、2020 年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されました。具体的には、「産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑えるとともに、1.5 度未満を目指すことへの言及」「CO₂ 等削減目標の報告や目標達成に向けた国内政策の実施の義務付け」「先進国等の途上国に対する温暖化対策のための財政支援」「地球温暖化への適応力を高めるための世界全体の目標設定」等が挙げられます。

2 計画策定の目的

この計画は、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく法定計画として、三春町役場の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むために策定するものです。

前計画の「第 1 次三春町地球温暖化対策実行計画」の結果を検証し見直しを行ったうえで、本計画により、更なる温室効果ガス排出量の削減を推進します。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(3～7省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、温対法に基づく法定計画として策定するものですが、三春町の全ての行政活動の基本であり、かつ最上位計画である「第7次三春町長期計画（平成26年12月策定）」において、地球温暖化対策の推進が明記されており、同計画の個別計画としての性格を併せ持ちます。

第7次三春町長期計画（抜粋）

【基本構想】平成27年度～平成36年度

【前期基本計画】平成27年度～平成31年度

目標2 住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり

2-3 環境リサイクル・新エネルギー分野

◆ 省エネルギー・新エネルギー取組みの推進

温室効果ガスの排出量を削減するために、行政が自ら省エネルギー等の地球温暖化対策を推進していくと同時に、地球温暖化防止対策活動に取り組む事業者・町民の活動への支援を推進していきます。

また、地球温暖化防止・非常時のエネルギー確保だけでなく、エネルギー自給率の向上による地域経済の活性化を目的として、地域における新エネルギー導入の加速化に努めていきます。

➤ 主要な事業

- ・ 三春町地球温暖化対策実行計画の推進
- ・ 町施設への再生可能エネルギー設備の導入
- ・ 住宅用新エネルギー設備等設置事業

4 これまでの取組みの経緯

三春町では、町民の健康で文化的な生活を維持するため、環境保全に関する基本理念や施策の方向性を定めた「三春町環境条例」を平成12年に制定しました。地球温暖化分野においては、「自然との共生」をテーマに、再生可能エネルギー導入により温室効果ガスを削減することを目的とした「三春町地域新エネルギービジョン」を策定しています。

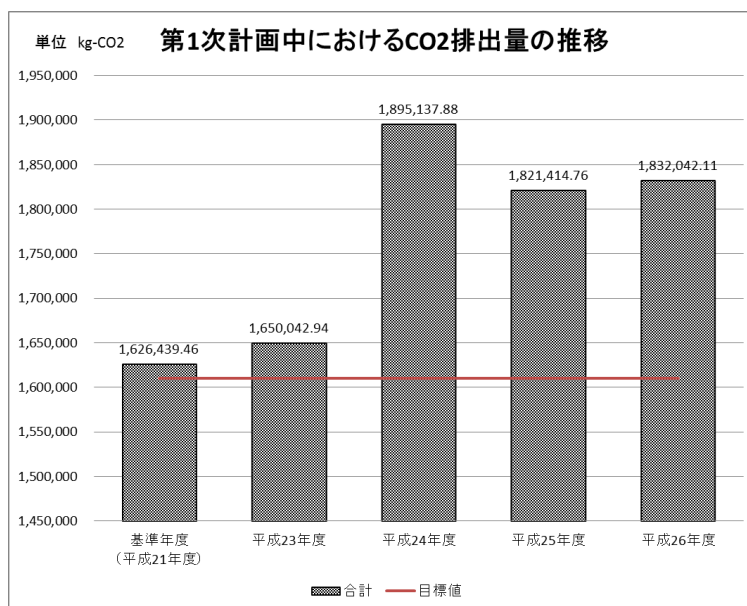
また、平成23年には「三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、すべての町職員が事務事業の遂行において省エネ・省資源に取り組み、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

年月	取組内容
平成12年3月	三春町環境条例制定
平成12年3月	三春町地域新エネルギービジョン策定
平成12年7月	三春町地球温暖化対策実行計画(温対法改正前)策定
平成23年3月	第1次三春町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定
平成26年12月	第7次三春町長期計画策定
平成28年3月	第2次三春町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定予定

5 温室効果ガス排出量の推移

前計画（第1次計画）での温室効果ガス（CO₂）排出量（平成23年度～平成26年度）は、次のとおりでした。



※第1次計画では、上下水道施設や指定管理者制度等により外部に委託している施設は計画の対象外としています。

第1次計画は、平成23年度から27年度までの5年間で、基準年度(平成21年度)のCO2排出量の5%を削減(毎年度1%削減)するという目標でした。しかし、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故で放射性物質が拡散したことにより、三春町の温暖化対策をめぐる状況は大きく変わりました。

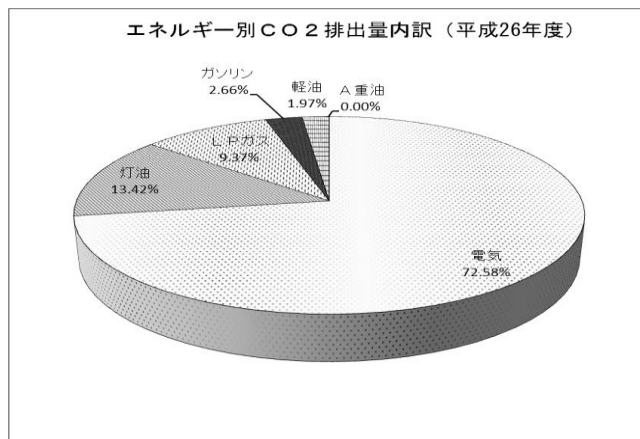
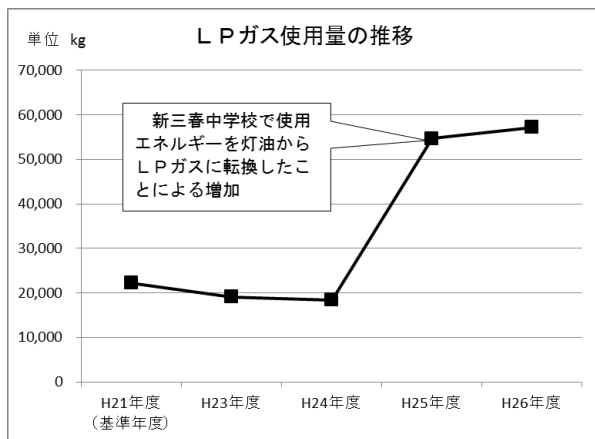
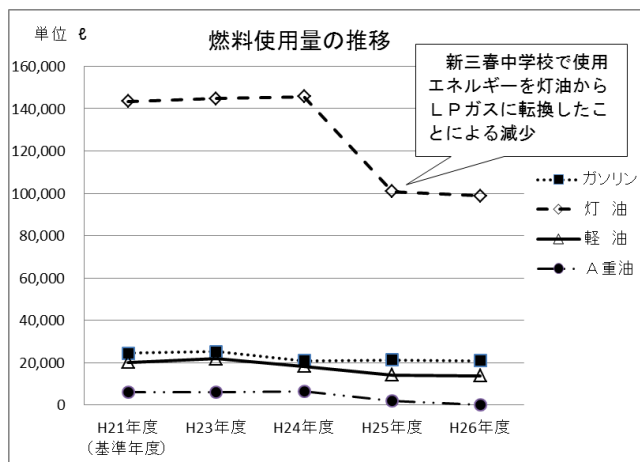
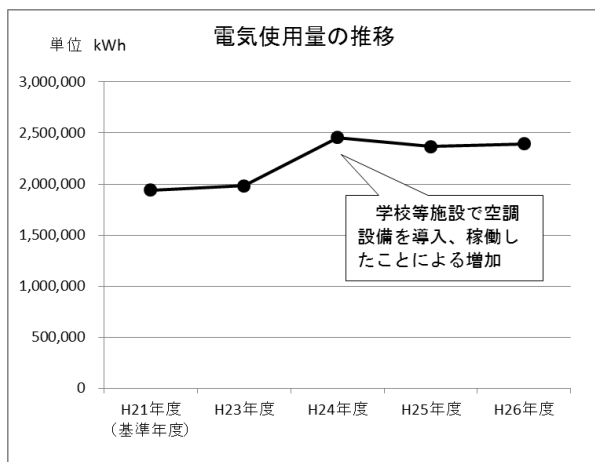
放射性物質の被ばく防止のため学校等施設に空調設備を導入したことなどにより、電気使用量が大幅に増加しました。そのため、CO2排出量は平成24年度以降、各年とも基準年度の1割以上の増加となっています。

しかしその一方、役場庁舎等では平成25年度以降の電気使用量が前年度比で5%以上削減されており、節電の取組みが定着してきています。

また、全体的にも平成25年度以降の各種エネルギー使用量は削減傾向にあります。

これまでの主要エネルギー使用量等の推移

	電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス
平成21年度 (基準年度)	1,939,028.00 Kwh	24,449.39 kg	143,497.81 kg	20,205.74 kg	6,150.00 kg	22,213.75 kg
平成23年度	1,982,824.00 Kwh	25,194.97 kg	144,654.79 kg	21,835.27 kg	6,039.00 kg	19,119.59 kg
平成24年度	2,456,645.00 Kwh	20,873.72 kg	145,595.00 kg	18,355.23 kg	6,400.00 kg	18,435.54 kg
平成25年度	2,368,780.00 Kwh	21,331.26 kg	100,789.32 kg	14,137.50 kg	1,900.00 kg	54,699.56 kg
平成26年度	2,395,776.00 Kwh	21,012.28 kg	98,757.46 kg	13,785.99 kg	0.00 kg	57,204.19 kg



※第1次計画では、上下水道施設や指定管理者制度等により外部に委託している施設は計画の対象外としています。

6 計画の期間

本計画は、温室効果ガス排出量の実績を算定した直近の年度である平成 26 年度を基準年度とし、計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

なお、実行計画の実施状況や社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

7 計画の対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、三春町が行う全ての事務事業とし、全ての組織及び施設を対象とします。

また、第 1 次計画においては、上下水道施設や指定管理者制度等により外部に委託している施設を計画の対象外としていましたが、平成 26 年 3 月に環境省が発行した「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改訂の手引き」に基づき、本計画においては、これらの施設も対象として取り扱うこととします。

8 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、温対法第 2 条第 3 項では、次の 7 種類の温室効果ガスを対象としています。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、また、その排出源が多岐にわたるため算定が困難なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

計画の対象とする温室効果ガス（温対法第 2 条第 3 項）

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、温対法で対象とされる 7 種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。また、廃プラスチック類の焼却等によっても排出される。

【参考】

メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 21 倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 140～11,700 倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,500～9,200 倍の温室効果がある。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,900 倍の温室効果がある。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。

9 計画で用いるガイドライン等

本計画は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」、及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」、並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を使用し、事務事業に伴うエネルギー使用量に排出係数を乗じることにより、温室効果ガスの総排出量を算定します。

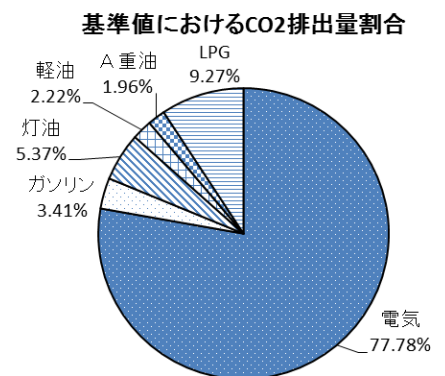
【二酸化炭素（CO2）排出係数】

種類	第2次計画	第1次計画	単位	備考
電気	0.571	0.555	kg-CO2/kWh	実排出係数 平成26年度実績（東北電力）
ガソリン	2.32	2.32	kg-CO2/l	
灯油	2.49	2.49	kg-CO2/l	
軽油	2.58	2.62	kg-CO2/l	
A重油	2.71	2.71	kg-CO2/l	
LPG	3.00	3.00	kg-CO2/kg	

10 基準年度の二酸化炭素排出量

【基準年度 平成26年度】

種類	エネルギー使用量	CO2排出量
電気	7,163,619.00 kWh	4,090,426.45 kg-CO2
ガソリン	77,361.04 l	179,477.61 kg-CO2
灯油	113,367.95 l	282,286.20 kg-CO2
軽油	45,162.39 l	116,518.97 kg-CO2
A重油	38,000.00 l	102,980.00 kg-CO2
LPG	162,515.72 kg	487,547.16 kg-CO2
合計（基準値）		5,259,236.39 kg-CO2



※第1次計画では、上下水道施設並びに指定管理者制度等、外部に委託している施設を計画の対象外としていましたが、本計画ではこれらの施設も対象とします。

※平成26年度に空調設備が増設された三春小学校と三春中学校については、平成27年度の電力使用量が大幅に増加したため、平成27年度の電力使用量を使用して基準値を算定しました。

【参考】一般家庭のエネルギー使用量との比較

種類	①一般家庭 （世帯あたり）※	②三春町役場全体	②／①
電気	7,076.00 kWh	7,163,619.00 kWh	1,012世帯分
ガソリン・軽油	589.00 l	122,523.43 l	191世帯分
灯油	515.00 l	113,367.95 l	220世帯分
A重油	—	38,000.00 l	—
LPG	85.03 kg	162,515.72 kg	1,911世帯分

※資源エネルギー庁「平成24年度エネルギー消費状況調査（民生部門エネルギー消費実態調査）」による。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1 方針

三春町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

三春町民憲章(抜粋)

一 豊かな自然を愛し、美しい町をつくりましょう。

第7次三春町長期計画における三春町の将来像

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

三春町には、国の天然記念物である三春滝桜をはじめ、美しく豊かな自然が広がり、私たちはこれらの自然と共生してきました。

この美しく豊かな自然を守り後世に受け継いでいくため、「第2次三春町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、全ての環境法令等を順守します。

基本方針

1 職員一人ひとりの取組の励行

職員一人ひとりが職場での事務事業の執行において、省エネ・省資源に取り組むほか、庁舎や施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

2 継続的な改善

職員の取組状況を確認しつつ、エネルギー使用量等に基づき温室効果ガス排出量を算定し、その削減を進めるために継続的に改善していきます。

3 取組の公表

住民や事業者等への率先垂範となるべく、温室効果ガス排出量の実態や取組成果等を広く公表し、見える化を進めます。

平成28年4月1日 三春町長 鈴木 義孝

2 削減目標

目 標	平成 26 年度の二酸化炭素排出量を基準として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で二酸化炭素 (CO2) 排出量を 5%以上削減します。(毎年度 1%以上の削減に取り組みます。)
------------	---

平成 26 年度 CO2 排出量 (基準値)	5,259,236.39 kg-CO2
基準値の 1%相当分	52,592.40 kg-CO2

年度	CO2 削減量 (目標値)	CO2 排出量 (目標値)
平成 28 年度	52,592.40 kg-CO2 以上	5,206,644.00 kg-CO2 以下
平成 29 年度	52,592.40 kg-CO2 以上	5,206,644.00 kg-CO2 以下
平成 30 年度	52,592.40 kg-CO2 以上	5,206,644.00 kg-CO2 以下
平成 31 年度	52,592.40 kg-CO2 以上	5,206,644.00 kg-CO2 以下
平成 32 年度	52,592.40 kg-CO2 以上	5,206,644.00 kg-CO2 以下
合計	262,962.00 kg-CO2 以上	

【エネルギー削減量の目安】(基準値(平成 26 年度)の排出量の 1%分)

CO2 排出削減量 (各 1%削減)		エネルギー削減量及び目安	
電気	40,904.30 kg-CO2	71,636.19 kWh	保健センターの年間電力消費量 (77,139kWh) に相当
ガソリン	1,794.78 kg-CO2	773.61 ℓ	町営バス (通勤用) が 1 カ月運行するのに必要な燃料に相当
灯油	2,822.86 kg-CO2	1,133.68 ℓ	歴史民俗資料館の年間消費量 (1,188ℓ) に相当
軽油	1,165.19 kg-CO2	451.62 ℓ	町営バス (ポンチョ) が半月運行するのに必要な燃料に相当
A 重油	1,029.80 kg-CO2	380 ℓ	20ℓ燃料タンク 19 本分に相当
LPG	4,875.47 kg-CO2	1,625.16 kg	小学校の 1 カ月分の給食を調理するために必要な燃料に相当
合計	52,592.40 kg-CO2		

第3章 取組内容

1 職員共通の取組み

本計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組みを励行することが重要です。

また、省エネ・省資源に取り組むことは、温室効果ガスのみならず、行政コストの削減につながることを意識して職務を遂行することが必要です。

【日常業務に関する取組み】

項目	取組内容
空調	<input type="checkbox"/> 冷房温度設定の目安を 28℃とし、クールビズを心がける。 <input type="checkbox"/> 暖房温度設定の目安を 20℃とし、ウォームビズを心がける。 <input type="checkbox"/> 各課（室）の最終退庁者は必ず空調が停止していることを確認する。 <input type="checkbox"/> 空調だけに頼らず、外気の取入れにより室温を調整する。
給排水・給湯	<input type="checkbox"/> 給湯器の温度設定に注意し、必要最小限の使用を心がける。 <input type="checkbox"/> お湯はガスで沸かす。また、電気ポットによる保温は低めの温度に設定し、使用しないときはプラグを抜く。 <input type="checkbox"/> 節水を心がける。
照明	<input type="checkbox"/> 使用していない会議室、更衣室、トイレ等は消灯する。 <input type="checkbox"/> 事務に支障がない範囲で、昼休みの消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> ノー残業デーを遵守し、時間外勤務時の消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> 各課（室）の最終退庁者は必ず消灯を確認する。
エレベーター	<input type="checkbox"/> 荷物の運搬時等を除き、エレベーターの使用を控える。
事務機器	<input type="checkbox"/> 外出等により 15 分以上使用しないパソコンは電源を切る。
公用車	<input type="checkbox"/> エコドライブを心がけ、急発進や不要なアイドリングをしない。 <input type="checkbox"/> 不要な荷物を積んだままにしない。 <input type="checkbox"/> 近距離の移動はできる限り徒歩や自転車を使用する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	<input type="checkbox"/> 両面コピーや集約コピー、裏面利用を徹底する。 <input type="checkbox"/> 資料の共有化や簡略化を図る。 <input type="checkbox"/> 庁内 LAN を有効に利用し、ペーパーレス化を推進する。
廃棄物 リサイクル	<input type="checkbox"/> ごみの排出抑制を図り、排出ゴミの分別、資源化を徹底する。特に紙類の再資源化を徹底する。 <input type="checkbox"/> マイバッグ、マイ箸、マイボトル持参を心がけ、レジ袋、割り箸、ペットボトル等、ごみになるものを持ち込まないよう努める。 <input type="checkbox"/> 封筒などの再利用を心がける。 <input type="checkbox"/> プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。
物品購入	<input type="checkbox"/> 物品等の購入にあたっては、環境負荷の少ない物品の購入に努める（グリーン購入の推進）。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2 庁舎・施設管理等での取組み

温室効果ガスを削減するには、職員の省エネ・省資源に関する取組みだけでは限りがあります。

より効果的に温室効果ガスを削減するには、施設設備・機器の保守管理や運用改善が必要です。また、設備・機器の導入、更新にあたっては、省エネ・高効率のものを選ぶことも重要です。

これらの庁舎・施設管理等における温室効果ガス削減のための取組事例としては、一般的に次の例が挙げられます。

【施設等の保守・管理に関する項目】

項目	取組内容
熱源	<input type="checkbox"/> 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 <input type="checkbox"/> 冷却塔充てん剤の清掃 <input type="checkbox"/> 冷却水の適正な水質管理
空調	<input type="checkbox"/> 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	<input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【施設等の設備・機器の運用改善に関する項目】

項目	取組内容
熱源	<input type="checkbox"/> 冷温水出口温度の適正化 <input type="checkbox"/> 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 <input type="checkbox"/> 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 <input type="checkbox"/> 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 <input type="checkbox"/> 熱源機の運転圧力の適正化 <input type="checkbox"/> 熱源機の停止時間の電源遮断 <input type="checkbox"/> 熱源機のブロー量の適正化 <input type="checkbox"/> 燃焼設備の空気比の適正化
空調	<input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気取入停止 <input type="checkbox"/> 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 <input type="checkbox"/> 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 <input type="checkbox"/> 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	<input type="checkbox"/> 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 <input type="checkbox"/> 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	<input type="checkbox"/> コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） <input type="checkbox"/> 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	<input type="checkbox"/> 施設の新築や増改築、設備機器の補修改修時における、再生可能エネルギー導入の検討

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【施設等の設備・機器の導入、更新に関する項目】

項目	取組内容
熱源	<input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 <input type="checkbox"/> 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 <input type="checkbox"/> ヒートポンプシステムの導入 <input type="checkbox"/> ポンプ台数制御システムの導入 <input type="checkbox"/> ポンプの可変流量制御システムの導入 <input type="checkbox"/> 熱源機の台数制御システムの導入 <input type="checkbox"/> 大温度差送風・送水システムの導入 <input type="checkbox"/> 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	<input type="checkbox"/> 空調対象範囲の細分化 <input type="checkbox"/> 可変風量制御方式の導入 <input type="checkbox"/> ファンへの省エネベルトの導入 <input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 <input type="checkbox"/> 全熱交換器の導入 <input type="checkbox"/> スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<input type="checkbox"/> エネルギー損失の少ない変圧器への更新 <input type="checkbox"/> デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<input type="checkbox"/> 高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新 <input type="checkbox"/> 照明対象範囲の細分化 <input type="checkbox"/> 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 <input type="checkbox"/> 人感センサーの導入 <input type="checkbox"/> 高効率ランプへの更新 <input type="checkbox"/> LED照明への更新
エレベータ	<input type="checkbox"/> インバータ制御システムの導入 <input type="checkbox"/> 人感センサーの導入
建物	<input type="checkbox"/> 高断熱ガラス・二重サッシの導入
公用車	<input type="checkbox"/> 低燃費・低公害車（ハイブリッド車、電気自動車）の導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組み】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	<input type="checkbox"/> 太陽光発電をはじめとする、再生可能エネルギーの導入、活用（各施設の温暖化対策に係る目標達成状況の評価は、発電条件等を考慮し個別に検証のうえ行う。） ・町民体育館 ・三春交流館「まほら」 ・沢石小学校 ・中郷小学校 ・岩江中学校 } （「福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業」により導入）

【その他】

項目	取組内容
電力自由化に伴う電力の選択の検討	<input type="checkbox"/> 電力消費によるCO2排出量削減のため、再生可能エネルギー供給電気事業者の選択も視野に検討を行う。

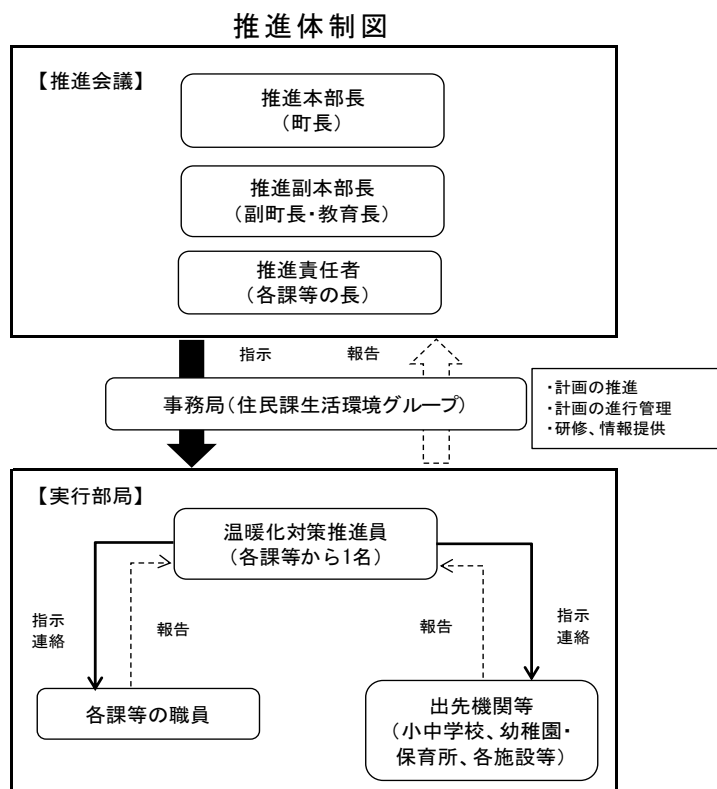
第4章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

(1) 温暖化対策推進会議

職員が一丸となって計画を推進するため、庁内に温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議の構成は次のとおりとし、推進本部長は必要に応じ推進会議を開催し計画推進を図ります。



※推進会議の構成員は、課長連絡会と同じです。

※推進本部長は、毎週定期的に行われる課長連絡会（推進会議）において適宜計画推進を図ります。

※具体の推進活動は、各課等の長が推進責任者となって行います。

(2) 温暖化対策推進員

各課等に温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、推進責任者を補佐します。推進員は、課内の職員のほか、出先機関や指定管理者制度等により外部に委託している施設に温暖化対策推進の指示・連絡を行います。

※推進責任者は、事務局が定める期日（4月中旬）までに推進員を決め、事務局に報告するものとします。

(3) 研修会の開催

事務局は、職員一人一人の温暖化防止対策に対する意識を高めるため、毎年度研修会を開催します。

※職員スキルアップ研修を利用した研修会や、必要に応じ外部講師を招いた研修会などを開催することにより職員一人一人の知識と意識の向上を図ります。

2 計画の取組状況の点検と評価、公表

(1) データ収集整理

推進員は、エネルギー使用量を所定の様式に毎月入力、報告するものとなります。指定管理者制度等により外部に委託している施設のエネルギー使用量については、所管課の推進員が毎月の業務報告書とあわせて報告を受け、入力します。

なお、エネルギー使用量の大幅な増減など特殊事情があれば、その内容を事務局に報告します。

事務局は、必要に応じて推進責任者又は推進員から聞き取り調査などを行い、5月末日までに前年度の目的達成状況を取りまとめます。

(2) 点検・評価

推進本部長は、上記のデータから更なる計画推進が必要と認められる場合には、推進会議において対策等を協議検討します。

また、事務局は、前年度の目的達成状況がまとまり次第、結果の検証とその評価を取りまとめ、6月末日までに推進会議において報告します。

(3) 公表

推進本部長は、計画の目的達成状況や検証評価について、推進会議を通して全職員に周知するとともに、広報みはる及び町ホームページで一般に公表します。

(4) 計画の見直し

推進本部長は、温室効果ガスの排出量や取組み状況などの結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

